

# 全印総連京都地方連合会規約

## 第一章 総 則

第一条 本会は全国印刷出版産業労働組合総連合会京都地方連合会といい、略称を「全印総連京都地連」と称する。

第二条 本連合会の事務所は京都市中京区壬生仙念町三〇ノ二 ラポール京都（労働者総合会館）内におく。

第三条 本会に加盟する組合員は、いかなる場合においても人種・宗教・思想・信条・性別・門地または身分によって不利益な取り扱いを受けない。

## 第二章 目的と事業

第四条 本会は加盟組合員相互の緊密な連携のもとに、その綱領・運動方針・決議及び主張等の貫徹を図ることを目的とする。

第五条 本会は前条の目的達成のために次の事業及び活動を行う。

- ① 全印総連本部よりの会務遂行についての通知指令の周知徹底。
- ② 加盟組合・組合員間における共同方針の決定とその遂行。
- ③ 加盟組合・組合員の争議及び日常闘争の援助指導。
- ④ 労働組合員としての学習・教育活動。
- ⑤ 全印総連本部と加盟組合・組合員及び、加盟組合・組合員相互の連絡、情報・資料等の交換。
- ⑥ 未組織労働者の組織化及び、全印総連未加盟組合の加盟促進。
- ⑦ 機関紙の発行、その他印刷物の配布並びに諸資料の作成。
- ⑧ 他の地連、他産業の労働組合及び、民主団体等との提携・協力。
- ⑨ その他目的達成に必要な活動。

## 第三章 組 織

第六条 本会は全印総連本部に加盟した労働組合と個人加盟した組合員（パート・アルバイト・嘱託・契約社員・派遣社員・失業中のもも含む）で、京都府及び周辺のもの連合して組織する。

① 個人加盟した組合員は、それぞれの職場、あるいは地域・職種・雇用形態等毎に分会を作り、そこに所属する。

② 京都地連加盟中の単組組合員の中で、単組推薦を受けた者および希望する者は、個人加盟支部にも二重加盟することができる。

③ 個人加盟支部・分会の規定は別途これを定める。

## 第四章 加入・脱退及び除名

第七条 本会に加入しようとする組合は、正規の機関の決議を経て所定の申込書

に地連会費一カ月分以上を添え、地連執行委員会に申し込む。

また、本会に個人加入しようとする労働者は、所定の申込書に地連会費と別途定める組合費の一カ月分以上を添え、地連執行委員会に申し込む。

① 加入の可否は地連執行委員会が決定する。

② 加入申請した組合・労働者の権利・義務・資格は地連執行委員会が入が認められた日より発生する。  
但し、緊急やむをえない場合は、地連三役で加入を決定する場合もある。

第八条 この場合は、直近の地連執行委員会追認しなければならない。  
本会を脱退しようとする組合・個人加入組合員は、本会に対する一切の債務を履行した後、正規機関の決定による脱退理由書を添え、書面を以って地連執行委員会に届け出る。

① 地連執行委員会が脱退を承認した日より、本会とその組合・加入組合員との一切の権利・義務は消滅する。

第九条 加入組合・個人加入組合員が次の各号の一に該当する行いがあつた場合は、除名または脱退勧告、その他の懲罰に付することができる。

- ① 本会の規約または目的に著しく違反した場合。
- ② 本会の名誉を著しく傷ける行為。
- ③ 正当な理由なくして四カ月以上会費を滞納したとき。
- ④ 争議期間中、本部指令に違反して統制を乱し、争議遂行に著しき不利益をあたえた場合。

第一〇条 前条の懲罰については、単組・支部代表者会議で審議した上で、地連執行委員会が決定する。  
但し、除名は大会の決議を必要とする。

① 地連執行委員会の決定した処理に異議ある加入組合・個人加入組合員は、次期大会に再審議を請求することができる。

## 第五章 加入組合及びその組合員・個人加入組合員の権利義務

第一条 加入組合及びその組合員・個人加入組合員は次の権利を持つ。

① この規約にしたがい役員及び代議員を選挙し、または選出されて就任すること。

② 会の運営につき機関を通して報告を聞き、意見を述べ、正規の手続きを経て本連合会の総ての活動に建議、批判・討議すること。

③ 本会の書類の一切を閲覧すること。

第二条 加入組合及びその組合員・個人加入組合員は次の義務を負う。

① 本規約及び本会の機関の決定に従い活動すること。

② 加入組合・個人加入組合員が要求を出し、あるいは争議行為を行おう

とする時及び、その他重要な決議をなす時は、地連執行委員会に報告し、指導を受けること。

- ③ 会費を納入すること。
- ④ 本会の目的に沿った活動であれば加入組合及び組合員の自主性は尊重される。

## 第六章 機関

### 第一節 総則

第二三条 本会に次の機関を置く。

- (1) 大会
- (2) 地連執行委員会

第一四条 本会の会議は当該構成員がそれぞれ三分の二以上出席した時成立する。

議事は別に定める場合を除き、決議権を持つ出席者の過半数で決め、可否同数の場合は議長が決する。

第二五条 大会の表決権者は一人につき一票の表決権を有する。

### 第二節 大会

第一六条 大会は本会の最高決議機関であつて、大会代議員、及び役員で構成し定期大会は毎年一回（七月）に開催し、執行委員長がこれを招集する。

第一七条 臨時大会は地連執行委員会が必要と認めるとき、及び加入組合あるいは加入組合員総数の三分の一以上の要請のあつたとき、執行委員長がこれを招集する。

第一八条 大会の議長及び副議長はその都度代議員の中から選出する。

- ① 大会では地連執行委員は議決権を持たない。
- ② 議事の運営については別に定める細則に従う。

第二九条 次の事項は定期大会の都度上程されねばならない。

- ① 活動報告
  - ② 会計報告
  - ③ 運動方針案
  - ④ 年度予算案
  - ⑤ 役員の改選
  - ⑥ 加盟組合の提出議案
- 第二〇条 次の事項は大会の議決を得なければならない。

- ① 規約の決定ならびに改正
- ② 役員の不信任及び改選
- ③ 上部団体への加盟または脱退
- ④ 予算及び決算
- ⑤ 運動方針
- ⑥ 組織の解散及び合併

⑦ ストライキ権の確立

⑧ その他重大なる影響を与える事項

第二二条 前条第六項の決定は、構成表決権者の直接無記名投票による五分の四の賛成を必要とし、他の項は同じく過半数の賛成を必要とする。

第二三条 代議員は大会に出席して議案を審議し、所属組合・支部・分会の意思を反映させると共に議決権を行使する義務をもつ。

第二三条 代議員は大会の都度、加入組合と個人加盟支部より選出する。

① 代議員の選出は、当該組織の代議員選出権限のある機関で無記名投票により選出する。

但し、代議員の資格を有する組合員は、大会を開催する月の一カ月前までの会費を完納したものであること。

第二四条 代議員の選出比率は、次のとおりとする。

- ① 組合員が一〇名未満の加入組合・個人加盟支部は一名を選出する。
- ② 組合員が一〇名以上の加入組合・個人加盟支部は一〇名に一名の割合で選出し、端数が生じた場合は切り上げる。

第二五条 代議員は執行委員長の発行する代議員証に必要事項を記入捺印し、大会当日持参すること。代議員の委任出席は原則として認めない。

但し、大会開催日の前日までに正当なる理由を付して届出て地連執行委員会の承認を得たときはこの限りではない。

### 第三節 単組・支部代表者会議

第二六条 単組・支部代表者会議は、大会から大会までの間に、所属組合の意志を反映させる審議機関であつて単組・支部の代表者で構成する。

単組・支部代表者会議の議長は地連執行委員長が務める。

第二七条 単組・支部代表者会議は、次の要請のあつた時に執行委員長が招集する。

- ① 地連執行委員会が必要と認めるとき。
  - ② 加入組合あるいは加入組合員総数の四分の一以上の要請のあつたとき。
- 第二八条 次のことは単組・支部代表者会議で審議した上で、地連執行委員会決定する。

- ① 臨時会費の徴収
- ② 大会までの間に所属組合の意志を反映させる必要があると執行委員会が認める事項

### 第四節 地連執行委員会

第二九条 地連執行委員会は、大会の決定事項及び本会の一般業務を執行するとともに、次の緊急事項を処理する。

- ① 疑義を生じた規約の解釈
- ② 運動方針に基づく、活動計画の決定
- ③ 本会への加入・脱退の承認

④ 追加予算及び期間予算の決定

⑤ 施行細則及びその改正

⑥ 欠員役員の補充

第三〇条 地連執行委員会は、会計監査ならびに特別執行委員を除く役員で構成し、執行委員長が必要と認めるとき、及び執行委員の三分の一以上の請求があったとき、執行委員長が招集する。

但し、一カ月に一回以上は必ず招集しなければならない。

第三二条 地連執行委員会は構成員の三分の二以上の出席によって成立し、原則として満場一致制を採るが、やむを得ざる場合は出席人員の三分の二以上の賛成によって議決する。

議長は執行委員長があたる。委任は認めない。

但し、急を要するため会議での決定を経ることができないと執行委員長が判断した場合、電子メールにより賛否をとり、執行委員会構成員の三分の二以上の賛成によって議決することができる。

第三三条 地連執行委員会は定期大会及び臨時大会に上程する活動報告・会計報告・運動方針・年度計画を作成する義務を負う。

## 第七章 役員

第三三条 本会に次の役員を置く。

1. 執行委員長 一名
2. 副執行委員長 若干名
3. 書記長 一名
4. 書記次長 一名
5. 執行委員 若干名
6. 会計監査 二名

第三四條 役員の任期は一カ年とする。

① 執行委員長は本会を代表し、すべての業務を統括する。

② 副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長に事故ある時は、その代行をする。

③ 書記長は書記局を主宰し執行委員長を補佐して一般業務を処理する。

④ 書記次長は書記長を補佐し、書記長に事故ある時はこれを代行する。

⑤ 会計監査は会計業務の監査をなし、五〇条に基づく業務を行う。

⑥ 執行委員は地連執行委員会を構成するほか、原則として専門部長を兼務する。

⑦ 当連合会に功績があつた執行委員等を大会の承認を得て、顧問に選出することができる。

⑧ 本会に特別執行委員を置くことができる。

第三五條 執行委員の定数は、単組・支部代表者会議で審議した上で、大会の承認を得る。執行委員は、大会で代議員の直接無記名投票で選出する。

第三六條 役員に欠員が生じた場合は、地連執行委員会の承認を得て補充することができる。その場合の任期は、次期大会までとする。

第三七條 役員及び書記に対し、別に定める給与規則に基づき手当を支給する。

第三八條 役員の選挙規定は別に定める。

## 第八章 書記局及び特別専門委員会及び支部

第三九條 本会の事務処理のため書記局を設ける。

① 書記局は書記長・書記次長及び書記を以って構成し、書記長がこれを統轄する。

② 専門部長・専門委員会責任者は地連執行委員の互選によって選出する。

③ 書記は書記長の統轄の下に事務を採り、書記の任免は地連執行委員会の承認を経て書記長が行う。

第四〇條 書記局に次の専門部を設ける。

第四一條 本会の目的・業務遂行上必要あるときは、特別専門委員会を設けることができる。

特別専門委員会の設置、機構及び任務・権限に関する事項は、地連執行委員会で決定し、その活動は地連執行委員会の統轄のもとに行う。

① 地連執行委員会のもとに次の特別専門委員会を設ける。

1. 組織拡大推進委員会
2. 産業対策委員会
3. 日常活動推進委員会

第四二條 本会の組織運営上必要あるときは、支部を置くことができる。

支部の設置、機構及び任務・権限に関する事項は、地連執行委員会で決定し、その活動は地連執行委員会の統轄のもとに行う。

① 地連の中に次の支部を置く。

1. 個人加盟支部

## 第九章 争議

第四三條 本部の規約に準じる。

## 第一〇章 会計

第四四條 本会の経費は会費、個人加盟組合員の組合費、寄付金、事業収入その他で賄う。

① 既納の会費、及び個人加盟組合員の組合費は返却しない。

② 個人加盟組合員の組合費は、別途の特別会計処理を行う。  
③ 寄付金の受納については、地連執行委員会の決定を必要とする。

第四五条 会費は、その年の会費に、定期大会前の平均賃上げ額の〇・四％を定額にして、上乘せしものとする。

① 会費の納入は毎月一〇日までに組合員に於いてその月分を納める。  
但し、加盟組合に特別の事情ある場合は、地連執行委員会の議を経て、一定期間会費を減額または免除することができる。

② 個人加盟組合員の組合費は、基本月収の一・五％とする。

但し、パート・アルバイト・嘱託・派遣社員等、非正規雇用の組合員は、月額千三百円（共済掛金三百円含む）とする。失業者、年金生活者は、月額千円（共済掛金三百円含む）とする。また、特別の事情ある場合で地連執行委員会の承認を得たものは、組合費を減額することができる。

③ 二重加盟組合員の組合費は月額五百円とする。

④ 組合費は毎月一〇日までに納める。

⑤ 一時金（ボーナス）の組合費は、一律二千五百円とする。

但し、パート・アルバイト・嘱託・派遣社員等の非正規雇用労働者、失業者、年金生活者、および二重加盟組合員は一時金組合費を徴収しない。また特別の事情がある場合で地連執行委員会の承認を得たものは、組合費を減額することができる。

⑥ 個人加盟組合員の組合費は、地連一般財政に入れ、個人加盟支部活動費用は、大会で承認された予算によって執行する。

第四六条 地連執行委員会が第二八条の手続きで決定した場合は、臨時会費を徴収することができる。

第四七条 本会が、事業を行う時あるいは闘争資金の積立が必要となった時は、一般会計と区分して特別会計を設けることができる。その収支は大会において明らかにしなければならない。

第四八条 本会の会計年度は六月一日から翌年五月三十一日までとする。

① 本会は毎年定期大会において、前年度の決算報告書を提出し、大会の承認を得る。

② 前項の決算報告書には会計監査の監査をうける外、別に委嘱した職業的資格ある会計監査人の証明書を必要とする。

③ 加入組合・支部・分会は何時でも会計に関する一切の書類・記録を閲覧できる。

第四九条 本会の財産管理及び金銭出納は、全て決定された予算にしたがい、地連執行委員会の責任で行う。

第五〇条 会計監査は毎年二回定期的に監査を行う外、必要ある時は随時監査を行

い、その結果と、それに基づく意見を地連執行委員会に報告または勧告しなければならない。

第五一条 その他会計に関する事項は別に定める規則による。

## 第一章 附 則

第五二条 本会の業務遂行のため必要とする諸規定、細則は地連執行委員会の議を経て実施する。

第五三条 本規約は、第二〇条の規定によらなければ改正できない。

第五四条 この規約は二〇一二年七月二十八日より実施する。

### 【個人加盟支部・分会規定】

#### 1. 個人加盟支部

a. 支部は、地連の中に置き、個人加盟した組合員で作る分会を統轄し、指導する。

b. 支部に支部長を置き、地連執行委員がその任にあたる。

c. 支部は、支部長、地連執行委員、分会代表者で構成する支部会議により運営する。

d. 支部は、地連大会代議員選出の基準単位とし、支部会議の執行によって代議員・地連委員を選出する。

e. 支部活動費用は、大会で承認された予算を支部で管理し、収支を地連執行委員会に報告する。

#### 2. 分会

a. 分会は、個人加盟した組合員の活動基礎単位として、職場・地域・職能・雇用形態等に合わせて、労働組合として最も機能を発揮できる形態で組織する。

b. 分会は、地連個人加盟支部に所属し、その指導・援助のもとに活動する。

c. 組合員三名以上の分会は、分会長を選び、分会長は支部会議の構成員となる。

d. 組合員が三名に満たない分会は、支部会議と地連執行委員会がその活動を支援する。

e. 分会に分会会計担当者を置き、所属する組合員の組合費を集め、地連に納入する。